



代表挨拶

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

令和五年 元旦を迎え、皆さま益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
数年来新型コロナウイルスが収まらぬ中での年越しとなり、
感染防止のため思うようなサービスの提供ができない状況が
続いております。

おかげさまで花みずきは、今年で10周年という節目を迎えます。
花みずきが掲げる「笑顔が満開」は、
笑顔によってもたらされる様々な効能を期待して
利用者さまやご家族さまが笑顔で過ごせる環境づくりに
積極的に取り組んでいく決意を表しています。
新しい年を皆さまが笑顔満開で過ごせますよう
厳しい世情の中でも、スタッフ一同日々努力してまいります。

本年も変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。



(株)NAKAO 予防医学研究所
代表取締役 中尾 啓主

今年も確定申告の時期が近づいてきました。期間は2月から3月です。
介護保険を利用されているご本人様、ご家族様より「確定申告」についてよくご質問を頂きます。
病気やケガで支払った医療費は医療費控除の対象となる場合があります。1年間で医療費にかかった
費用が原則10万円を超えた場合確定申告をすることによって、所得控除を受けることができるものです。

ですが、介護保険サービスでは、医療費控除を受けられるサービスと受けられないサービスがあり、
なかなか一筋縄ではいかないところがあり、ご質問が多い理由ではないかと思われます。

介護保険サービスのうち、医療系のサービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、
通所リハビリテーション、短期入所療養介護(介護予防サービスを含む))は、医療費控除の対象サービ
スです。(国税庁 介護保険サービスの対価にかかる医療費控除について)それ以外の介護保険サービス、
例えば通所介護や訪問介護などの介護系のサービスは、医療費控除の対象外なのです。

しかし、ちょっとひねった仕組みがあるのです。
通所介護などの介護系サービスであっても、医療系サービスを利用している場合は控除の対象となること
があります。

「介護保険だから医療費控除の対象にならない」とあきらめるのではなく
利用しているサービスのうち、医療系のサービスを使っているかどうかを
確認することをお勧めいたします。



ただし、訪問介護の「生活支援」や「福祉用具」は控除の対象外となっ
ていて、こんがらがってしまうこともあります。
「私が使っているサービスは介護系?それとも医療系?受けているサービスは医療費控除の対象なの?
それとも対象外?」など疑問がありましたら、担当のケアマネジャーにお気軽にご相談ください。

もう一つ、おおむね6か月以上にわたって寝たきりで、医師から「おむつ使用証明書」を記載してもらっ
た場合にも、医療費控除の対象となります。

(ケアマネージャー 武松道生)

デイサービス花みずき



12月を彩るツリーを
飾り付けていただきました!
一気に華やかになりますね



12/30

昔は年末といえば忠臣蔵の
ドラマや映画が流れたものです

ワゴンでジュースなどお配りしつつ
映画館気分を味わっていただきました



12/29



忘年会

がんばったで賞!

毎年恒例の忘年会を行いました。

スタッフ手作りの焼き肉膳を
お召し上がりいただいたあとは
参加者の方々の歌や踊り
でお楽しみいただきました!



12月お誕生日おめでとうございます!



編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらぬ中、
安定した面会を継続するため12月16日より
シニアサポート花みずきに陰圧ブースが設置されました。

陰圧という言葉が初耳の方も多いと思いますが、
室内の気圧を下げ空気を外部に流出しないようにすること
によって感染を予防するそうです。

今後も状況に応じながらできるだけ入居者様やご家族様に
寄り添った対応をしていければと思います。
本年も皆さまのご理解、ご協力を賜れば幸いです。

